

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる日が休日は、翌日)

鳥取県規則第二十五号

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「五万円」を「六万円」に改める。

目 次

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

- ◆規則 鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則の一部を改正する規則
- ◆告示 保険医の登録
- ◆人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部
- ◆土地収用法による土地の立入り
- ◆被爆者一般疾病医療機関の指定
- ◆特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則
- ◆職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部

告 示

鳥取県告示第四百三十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十三年五月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則の一部を改正する規則をここに公示する。

昭和五十三年五月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

山名忠己	登録の記号及び番号
鳥医第一、二六二号	登録の年月日
昭和五十三年四月十三日	

鳥取県告示第四百四十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年五月六日

指定期年月日	名 称	所 在 地
昭和五十三年四月十七日	松本外科医院	米子市河崎一四一四番地

鳥取県告示第四百四十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年五月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県人事委員会規則第十六号

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年五月六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

一起業者の名称

建設大臣

事業の種類

一級河川千代川水系袋川改修事業

立ち入ろうとする土地の区域

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥

規則

田美郡国府町大字清水字樅原水越、字樅原塚ノ外、字樅原中嶋、字隈下河原、字下前河原、字一本木、字前河原、字湯谷蔭平、字湯ノ木、字向新田、字櫻河原及び字正蓮寺、大字山根字那免羅、字松向松ノ木、字隈ノ内、字松ノ木、字長繩手、字高築地、字向宛井及び字五反田、大字新井字野ノ木、字立岩、字二股番、字前河原及び字七反田、大字中河原字船山河原、字船山河筋、字屋敷嶋、字大地戸、字西ケ谷口、字坂ノ上、字向河原、字保木向、字上太田、字下太田、字埋ヶ瀬及び大河嶋並びに大字山崎字前田及び字二反田地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十三年五月八日から昭和五十四年三月三十一日まで

取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の表大学卒の項第一号中「博士課程の修了」の下に「(大学院に五年以上在学した場合に限る。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年五月六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十七号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表畜産試験場河合谷分場の項の次に次のように加える。

畜産試験場兵円分場	八頭郡河原町大字北村字兵円山八九一番地の二三
	二級

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特地勤務手当等に関する規則の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。